

安全保障関連法案による立憲主義破壊に反対する会長声明

全国青年司法書士協議会
会長 石橋 修
東京都新宿区四谷 1-2 伊藤ビル 7F
TEL03-3359-3513 FAX03-3359-3527
URL <http://zenseishi.com/>

平成27年7月16日に衆議院を通過し、現在、参議院で審議されている安全保障関連法案について、以下の通り声明を発する。

【声明の趣旨】

自衛隊法、武力攻撃事態法、周辺事態法等の安全保障関連の10本の現行法を改正する一括法案（平和安全法制整備法案）及び国際平和支援法案の採決による立憲主義破壊に反対する。

【声明の理由】

1. 安全保障関連法案

政府は、過去60年余の間、日本国憲法第9条のもとで許容される自衛権について議論を積み重ねるなかで、我が国に対する武力攻撃がなされた場合に自衛権の行使が認められるものであり、集団的自衛権を行使することは、憲法上許されないとの見解をとってきた。

ところが、昨年7月、政府は、集団的自衛権について行使を容認する閣議決定を行い、現在、国会ではいわゆる安全保障関連法案として、自衛隊法、武力攻撃事態法、周辺事態法等の10本の現行法を改正する一括法案（平和安全法制整備法案）及び国際平和支援法案（以下、これらを「本法案」という）が審議されている。

2. 法案が違憲である

本法案には次のように憲法第9条に違反する重大な問題点がある。

(1) 曖昧な「存立危機事態」

自衛隊法と武力攻撃事態法の改正により、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」（存立危機事態）において武力の行使が可能となる、とされる。

しかし、この「存立危機事態」は、武力行使容認の基準であるにも関わらず、極めて曖昧な概念である。政府の解釈により極めて広範な事態がこれに該当するものであり、何ら歯止めになっていない。

さらに、そもそも、自国に対する武力攻撃がないにもかかわらず、他国に対する武力攻撃をもって武力行使を認めることは、個別的自衛権の範囲を超えた武力行使を禁じる憲法第9条の解釈から導くことはできず、違憲である。

(2) 他国の「武力行使」と一体化する「後方支援活動」

周辺事態法を改正する重要影響事態法案では、「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」（重要影響事態）において「合衆国軍隊等に対する後方支援活動」を行うとしている。

これは他国軍隊に対する自衛隊の支援活動である。そして、本法案では、周辺事態法における地理的限定を外すとともに、「現に戦闘行為が行われている現場」以外であれば、いかなる場所、いかなる時期でもこれらの活動ができるとされている（国際平和支援法案における「協力支援活動」でも同様とされる）。

しかし、これらの活動は、他国が行う「武力の行使」への関与の密接性等から、日本も「武力の行使」をしたと法的に評価されるものであり、「武力の行使」を禁止した憲法第9条に違反するものである。

3. 立憲主義に反する

憲法前文にもある通り、日本国民は、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないよう決意した。集団的自衛権を行使することは許されないとするこれまでの政府解釈は、主権者たる日本国民のこの決意を無視しては存在しえなかった。しかるに、昨夏の政府の解釈変更から本法案提出、衆議院通過に至る一連の行為は、長年の議論のうえに積み上げてきたこれまでの解釈を一内閣の見解によって180度転換するものであり、立憲主義に正面から反するのである。

近代憲法の基本的理念である立憲主義とは、個人の自由や権利を確保するために憲法で国家権力を制限するという考え方であり、日本国憲法も立憲主義にたつ。これは、権力とは時に暴走してしまうものであるという歴史的経験とその反省の上に、人類が生み出した叡智である。したがって、国家権力を有する政府や国会は、日本国民が政府や国会に与えた権限を今一度想起し、憲法を尊重し、これを解釈するにあたっては最大限の自制心をもって臨まなければならないことは言うまでもない。

よって、本法案の採決による立憲主義の破壊には断固として反対する。

以上